

道路占用許可申請オンライン化・キャッシュレス化試行！

現在、担当課窓口などで対応している道路占用許可申請について、デジタル庁と国土交通省が主導する、「オンライン化・キャッシュレス化」の試行的運用に本市も参加し、申請受付を本日（11/1）から開始します。

道路占用許可とは

- ・市道に物を継続的に設置したり、地下に管などを埋設したりする場合は、道路管理者の占有許可が必要になります。

●オンライン化・キャッシュレス化の概要

デジタル庁が所管する行政情報ポータルサイト「e-Gov（イーガブ）」を利用して、試行的に運用します。国は今回の取組みを通じて、令和6年度からの全国拡大を目指しています。

- ・受付内容 道路占用許可申請
- ・受付範囲 都城市内全域の市道
- ・開始時期 11月1日（水）14時～



●見込まれる効果

- ・いつでも 24時間申請できる
- ・どこでも パソコン・スマホでどこでも申請できる
- ・時間短縮 窓口や金融機関に行く必要がない

●試行的運用参加自治体

本市は、キャッシュレス化は全国初、オンライン化は九州初の自治体として試行的運用に参加し、現場実務やシステム上の改善点などを、国へと提案していく予定です。なお、キャッシュレス化は本市のみですが、オンライン化には次の自治体も参加します。

茨城県水戸市／東京都八王子市／神奈川県横須賀市／広島県三原市

※これまでの紙による窓口申請やマイナポータル「ぴったりサービス」によるオンライン申請も引き続き受け付けます。

【問い合わせ】 維持管理課 電話 23-2752